

水道料金・下水道使用料を改定

令和元年10月1日から、消費税、地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるに伴い水道料金、および下水道使用料を改定します。なお、開栓日が9月30日までのお客さまは、改定に伴う経過措置により、12月検針分から新料金になります。詳しくは、市ホームページでご確認いただくか、上下水道部管理課にお問い合わせください。

令和元年10月1日の前から継続して上下水道を使用している場合

検針月 ※	10月	11月	12月	令和2年1月
請求する使用期間	9月～10月分	10月～11月分	11月～12月分	12月～令和2年1月
金額	改定前の料金	改定前の料金	新料金	新料金

※検針は、2か月に1回行います。

☎上下水道部管理課(庁舎3階) 担当:遠藤祐希 ☎43-0533

女性のためのチャレンジ相談

「仕事をしたい!」、「新しい仕事を始めたい!」、「在宅ワークって私にもできるかな!?」何か新しいことをはじめるとき、不安や問題がたくさんあるかもしれません。市では女性の社会参画をお手伝いするために、女性相談員がライフプランに沿ったアドバイスをを行う相談会を開催します。

日時 10月31日(休) ①13時～13時50分
②14時～14時50分
③15時～15時50分
※相談時間は、各50分。

場所 社福祉センター相談室(加東市社26)

主催 市民協働部人権協働課

定員 各回3人(先着順) **対象** 女性

相談員 飯鉢仁弥さん(キャリアコンサルタント)

申込期間 10月18日(金)まで ※必着

申込方法 郵送、電話、FAX、電子メール

※住所、名前、電話番号、ご希望の相談時間をお知らせください。
参加無料 秘密厳守

託児あり

対象 生後6か月から小学校3年生までのお子さん

※託児を希望される方は、申込時にお知らせください。

☎市民協働部人権協働課(庁舎1階)

☎43-0544 FAX42-1735 担当:堀江実早

〒673-1493 加東市社50 ✉jinken-kyodo@city.kato.lg.jp

路線バスの運行ダイヤと運賃が変更されます

市内の路線バスの運行ダイヤと運賃が、10月1日(火)に変更されます。

『加東市公共交通ガイドブック(令和元年5月発行分)』に、運行ダイヤと運賃を記載していますが、この度の変更により、一部記載内容と異なる点が生じました。

変更内容等の詳細は、市ホームページに掲載しています。

 <http://bit.ly/31eySIb>

神姫バス社営業所の名称と営業日時が、10月1日(火)から変わります

変更後の名称 社案内所

変更後の営業日時 毎週火、木曜日

10時30分～13時、14時～17時

第2、第4土曜日

10時30分～13時、14時～17時

※上の日時以外は、休業となります。

☎まちづくり政策部企画政策課(庁舎4階)

担当:白井隆寛 ☎43-0389

my number card

マイナンバーカード 申請・受取休日窓口

10月27日(日)8時30分～16時

マイナンバーカードを交付申請される方の証明写真撮影や書類作成をお手伝い! また、申請手続きをされ、受取案内ハガキ(※)を受け取られた方のためのカード受取窓口も併せて開設します。

マイナンバーカードで、市内の図書館で、本を借りられるようになったよ! 詳しくは、P18を見てね!

窓口開設場所

市民協働部市民課

持ち物

カードの交付申請

①通知カード

※マイナンバーが記載された紙製のもの

②本人確認書類(有効期間内のものに限る。)

㊤㊤、㊤㊤、または㊤㊤のいずれか

㊤公的機関が発行した顔写真付の身分証明書

㊤運転免許証、住民基本台帳カード(顔写真付)パスポートなど

㊤公的機関が発行した顔写真無の身分証明書

㊤健康保険証、介護保険証、年金手帳など

㊤名前+住所、または名前+生年月日が

記載されている身分証明書

㊤学生証、社員証、診察券など

③認印(スタンプ印不可)

カードの受け取り

上記の①、②(㊤が1点、㊤が2点、または㊤と㊤が1点ずつのいずれか)、③とお送りしたハガキ(※)が必要です。

※個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書

10月23日(水) 6時30分～23時は、メンテナンスのため、コンビニ等での証明書交付サービスをご利用いただけません。

☎市民協働部市民課(庁舎1階)

担当:小林咲子 ☎43-0390

10月17日～23日 薬と健康の週間

あなたの健康をささえる地域の薬局
それは、「かかりつけ薬局」

○薬の重複投与の防止や相互作用の確認ができます。

○困ったときに電話等で相談ができます。

○薬の飲み忘れ、飲み残しで困ったとき、薬を適切に使用するためのアドバイスを受けられます。

薬についての相談は、医師、歯科医師、薬剤師等専門家に!



☎加東健康福祉事務所食品薬務衛生課

☎42-9371

政府広報

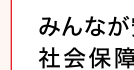
2019年10月1日、 消費税・地方消費税の税率は10%*へ。

*10%のうち2.2%は地方消費税です。



ポイント1

税率引上げは社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心できる社会にするために必要です。



ポイント2

みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには、10%への税率の引上げが必要です。



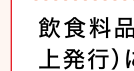
ポイント3

引上げ分は、消費税率・地方消費税率ともに、子ども・子育て、医療・介護、年金など、子育て世代・現役世代を含む全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。



ポイント4

家計と景気、両方の視点から対策を実施します。



ポイント5

飲食料品(お酒・外食を除く。)と新聞(定期購読契約、週2回以上発行)に係る税率を8%に据え置きます(軽減税率制度)。このほか、家計や景気への影響を緩和するための各種対策を実施します。

知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」とは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民のみなさんの身近な行政に生かされています。

政府広報 消費税

検索

